

PRTRとは Pollutant Release and Transfer Register の頭文字をとったもので、日本語では「環境汚染物質排出移動登録」とよばれています。

これは、人の健康や生態系に有害性のある化学物質が、どのような発生源からどれだけ環境中に排出されたか、廃棄物に含まれて事業所外へ運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みで、基準値を設けて規制するという従来の方法とは異なり、情報を公開することによって社会全体で化学物質の管理を行おうとするものです。

わが国においては、経済協力開発機構（OECD）の勧告を受け平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」において導入されました。

この法律は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

この法律に基づいて、対象となる事業者は、平成14年度から、自らの事業所から大気や公共用水域などに排出されたり、産業廃棄物などとして移動した化学物質の量を、都道府県を經由して毎年国に届け出ることが義務付けられています。

国ではその届出データを集計するほか、届出の対象とならない事業所や家庭、農地、自動車などからの排出量を推計し、公表することになっています。

また、個別の事業所ごとの届出データについては、国に開示の請求をすれば、だれでも入手することが可能です。

## PRTR制度のしくみ

